

# 合併協議会だより

平成16年

第2号

6月1日

発行：観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会事務局 ☎ 0875-54-9880 FAX 0875-54-9885  
URL <http://www.kot-gappei.jp>

## 合併期日

合併期日は、合併特例法の改正を前提に  
「平成17年10月11日」と確認される。  
(第2回合併協議会)

## 新市の名称

新市の名称は「かんおんじし観音寺市」と確認される。(第3回合併協議会)

## 議員定数

定数・在任特例は適用せず、定数「24」で選挙区を  
設けず設置選挙を行うことが確認される。  
(第3回合併協議会)

## 主@な@内@容

- 第2回合併協議会の結果 ..... 2
- 第3回合併協議会の結果 ..... 3
- 新市名称決定・合併期日・議員定数 ..... 4
- 幹事会や専門部会・分科会のように ..... 5～6
- 合併協定項目 ..... 7
- 第5回合併協議会のお知らせ・ご意見等 ..... 8



豊浜町木「梨」



観音寺市木「松」



大野原町木「くすのき」

# 第2回 合併協議会の 結果

4月22日に第2回合併協議会が開催され、第1回合併協議会で選任された監査委員の委嘱状交付が行われました。会議では報告事項1件、協議事項5件を協議しました。

## 監査委員委嘱状交付



### 報告事項

#### 報告第9号

合併協議会だよりについて  
合併協議会だよりの発行について報告がありました。

#### (1)発行目的

合併協議会の内容及び合併に関する情報を広く地域住民の皆様に提供して、合併に関する理解を深めることを目的とする。

#### (2)発行回数

毎月発行予定。創刊号は、5月発行。

#### (3)発行部数

1回ごとの発行部数は、20,000部発行を予定。

#### (4)配布方法

1市2町の広報紙の配布日及び体制に合わせて、各世帯に配布を予定。

### 協議事項

#### 協議第2号

#### 合併の期日(その1)について

合併の期日については、合併特例法の改正を前提に平成17年10月11日とすることが確認されました。

#### 議案第8号

合併協議会スケジュール(予定)と会議の進め方について

合併協議会スケジュール(予定)と会議の進め方について提示があり、幹事会等で協議した事項については、合併協議会での承認をもって最終決定することを原則とすることなどが確認さ

れました。

#### 議案第9号

#### 合併協定項目について

合併に向けて調整していくための合併協定項目について、一覧表等の提案があり確認されました。(本紙7ページ掲載)

#### 議案第10号

#### 事務事業の調整の基本方針について

新市においてどのように事務事業を進めていくのかを明らかにしていくための事務事業の調整の基本的な考え方と基本的区分について、7つの基本原則などをもとに、総合的に勘案して実施するものとするなどが確認されました。

#### 基本な考え方の原則

#### (1)一体性の確保の原則

新市に移行する際、住民生活に支障が生じないよう速やかな一体性の確保に努める。

#### (2)住民福祉の向上の原則

住民サービス及び住民福祉の向上に努める。

#### (3)負担公平の原則

負担公平の原則に立ち、行政格差を生じないよう努める。

#### (4)健全な財政運営の原則

新市において健全な財政運営に努める。

#### (5)行政改革の推進の原則

行政改革の推進の観点から事務事業の見直しに努める。

#### (6)地方分権型社会への対応の原則

地方分権型社会への対応の観点から、

創意工夫と地域の特性を踏まえた事務事業の見直しに努める。

#### (7)適正規模準拠の原則

新市の自治体の規模に見合った事務事業の見直しに努める。

#### 基本的区分

(1)1市2町で取扱いが共通する事務事業

現行どおり実施するもの、合併前に見直しを行うもの、合併後に見直しを行うものにそれぞれ区分し、調整する。

#### (2)1市2町で取扱いが異なる事務事業

これまでの実施状況に配慮しながら、合併前に一元化すべきもの、合併後に一元化するもの、合併後も現行どおり実施するものにそれぞれ区分し、調整する。

#### 議案第11号

#### 新市建設計画策定の進め方について

この計画は新市の将来進むべき方向を示すマスタープランとして、新市の建設を総合的かつ効果的に推進するとともに、合併後の一体性の速やかな確立及び住民福祉の向上に資するために策定する。

また、合併後はこの計画の内容が新市に引継がれることとなるものであること。などを確認しました。

### その他

第3回協議会の日程についての報告がありました。

# 第3回 合併協議会の 結果

5月13日に第3回合併協議会が開催され、4月23日をもって選任された学識経験者の委嘱状交付が行われました。会議では報告事項8件、協議事項5件を協議しました。



委嘱状交付

## 報告及び確認事項

### 1 報告事項

#### 報告第10号

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会委員の変更について

学識経験者の変更について報告がありました。

4月23日より、矢野資壹氏に代わり、久保 等氏が選任されました。

#### 報告第11号

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会規約に関する協議書の変更協議書について

学識経験者の変更に伴う合併協議会規約に関する協議書の変更について報告がありました。

#### 報告第12号

合併協議会ホームページ委託契約の締結及びホームページ開設について

合併協議会ホームページ作成及び新業務の委託契約をメディアプランと締結し、5月1日より開設したことの報告がありました。

#### 報告第13号

合併協議会だより(創刊号)の発行について  
合併協議会だよりの創刊号の内容について報告がありました。

#### 報告第14号

電子計算システム調査分析業務委託契約の締結について

合併の際、住民サービスに支障が生じることのないように三豊広域電子計算システムの円滑な統合・移行をするための調査分析業務の委託契約を富士通四国インフォテックと締結したことについて報告がありました。

#### 報告第15号

調整方針の基本的な記載例について

1市2町の各業務等について共通して存続するものや一元化するもの、廃止するものなど調整していく基本的な記載例について報告がありました。

#### 報告第16号

幹事会、専門部会、分科会について

幹事会、専門部会、分科会の担当者等について報告がありました。

#### 報告第17号

新市建設計画策定に向けてのヒアリングについて

新市及び各市町の位置づけや今後の重要な取り組みなど、1市2町の市長の考えを把握することによって、本地域の課題設定や新市建設計画(将来構想)の将来像などを検討する際の参考とし、各市町長の「思い」などが反映された建設計画の策定につなげることを目指すことを目的に各市町長へのトップヒアリングを行ったことなどについて報告がありました。

また、新市のまちづくりに関する合併協議会委員によるヒアリングの予定についても報告がありました。

## 協議事項

#### 協議第3号

新市の名称(その1)について

新市の名称について、提案があり協議の結果「観音寺市」と確認されました。(本紙4ページ掲載)

#### 協議第6号

協議委員の定数及び任期の取扱いについて

新市の協議委員の定数及び任期の取扱いについて提案があり協議の結果、定数・在任特例は適用せず、定数「24」で設置選挙を行うことが確認されました。(本紙4ページ掲載)

#### 協議第23号—1

各種事務事業(広聴広報・情報公開関係)の取扱いについて

次のとおり提案があり確認されました。

##### 1 広聴広報

(1) 広報紙、ホームページについては、合併時までに調整し、新市において新たに発行・作成するものとする。

(2) 相談業務等については、合併時までに調整し、統一するものとする。

(3) ケーブルテレビ放送については、合併時までに調整し、統一し、オフトゥーク通信については、新市において調整するものとする。

##### 2 情報公開

情報公開については、合併時までに調整し、統一するものとする。

##### 3 個人情報保護

個人情報保護については、合併時までに調整し、統一するものとする。

#### 協議第23号—3

各種事務事業(男女共同参画関係)の取扱いについて

新市において、速やかに男女共同参画に関する計画を策定し、事業推進に努めるものとする。

#### 協議第23号—9

各種事務事業(国際交流・友好都市関係)の取扱いについて

次のとおり提案があり確認されました。

##### 1 国際交流

姉妹都市・友好都市交流については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、その他の事業については、合併時に再編統一できるように調整するものとする。

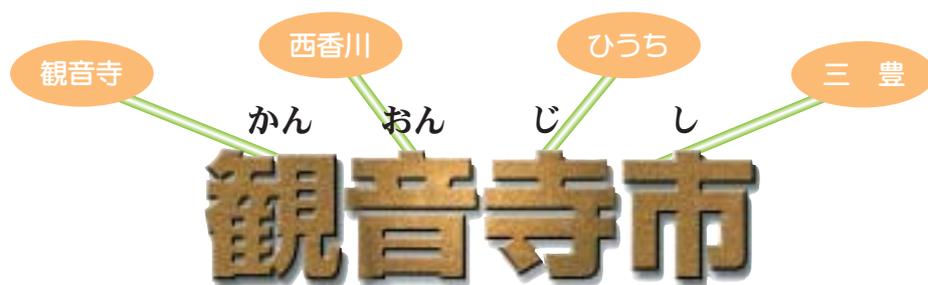
##### 2 友好都市

国内の姉妹都市については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において検討するものとする。

## その他

(1) 第4回観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会の日程についての報告がありました。

## 新市名称決定



第1回合併協議会で、観音寺市・大野原町・豊浜町合併研究会において選定された4点の新市の名称の候補（観音寺、西香川、ひうち、三豊）と選定理由をもとに合併協議会で選定・決定することが確認されていました。それをもとに第3回合併協議会で学識経験を有する委員より提案があり、協議の結果全会一致で「観音寺市」と確認されました。

### 提案内容抜粋

- 観音寺は大同2年(807)弘法大師が神宮寺に聖観音像等を安置し、寺号を観音寺に改めてから現在の地名観音寺が生まれたといわれている。このように長い歴史の中で、伝統があり、地域に定着し、対外的にも広く使用され、知名度があり慣れ親しまれた名称である。また、市の名称として寺の名前が使用されているのは全国の地方公共団体でも数少なく、歴史・文化を反映している。今後、四国の政治、経済、文化の中心となって発展していくにふさわしい名称である。
- 「観音寺市」という名称からは、大野原町、豊浜町にとって吸収合併というイメージが十分考えられる。合併の方法については対等の新設合併であることがすでに確認されているのでその点を十分踏まえてこれからの細部にわたっての協議を進めて行くことが当然必要である。

**人口** 67,245人（県下第3位になります。） **面積** 117.45km<sup>2</sup>（県下第4位になります。）

※人口はH15.3.31現在 住民基本台帳による。面積はH15.10.1現在 各市町調べ。  
尚、住居表示についてはこれから検討されることとなります。

## 合併の期日について

第2回合併協議会で合併の期日は、合併特例法の改正を前提に

**平成17年10月11日** とすることが確認されました。

### 合併の期日とは

合併協議会において合併協定書を締結し、各市町議会が合併協定書に沿って廃置分合の議決を行い、県や国への所要の手続きを経た後、実際に合併する日のことです。

平成17年10月11日より、新市がスタートします。

## 議会議員の定数及び任期の取扱いについて

第3回合併協議会で、議会議員の定数及び任期の取扱いについて下記のとおり確認されました。

新設合併する場合、1市2町の廃止とともに全ての議員は身分を失うこととなります。このため、地方自治法の規定に基づく定数内で設置選挙を行うか、合併特例法の規定に基づく定数特例または在任特例を適用するか協議しますが、これまで1市2町の各議会で議論され、調整した結果に基づいて、議会関係委員より提案があり、協議した結果、特例を適用せずに合併後、50日以内に設置選挙を行うことが確認されました。従って任期は、設置選挙の日から4年間となります。また、選挙区については、新市の全域で1選挙区とすることも確認されました。

議員定数については、地方自治法第91条第2項の規定に基づく市町人口区分ごとの上限数の範囲で、合併関係市町の協議により、あらかじめ定める定数です。（上限数は30）

全会一致で、議員定数は **24** と確認されました。

## 幹事会



4月15日(木)大野原町役場2階会議室において第1回幹事会が行われました。

幹事長には豊浜町助役、副幹事長には大野原町参事が選ばれ、これからの合併協議会のスケジュールや進め方などについて意見が交わされました。

## 専門部会・分科会ってなにをするの？

### 専門部会の役割

専門部会は、合併協議会規約第13条の規定に基づき、幹事会の下部組織として設置されるもので合併協定項目や各種事務事業に関する調整方針案や新市の建設計画の作成に関する事項について、専門的に協議または調整するための12の組織です。

### 分科会

分科会は、1市2町の担当職員で構成する34の組織です。

この分科会の設置により、1市2町の担当課の職員が、いずれかの分科会に属することとなり、全ての業務について協議または調整されることとなります。

専門部会、分科会も各担当者により進められ、細かい業務などについて意見が交わされています。



専門部会・分科会の担当課及び主な業務

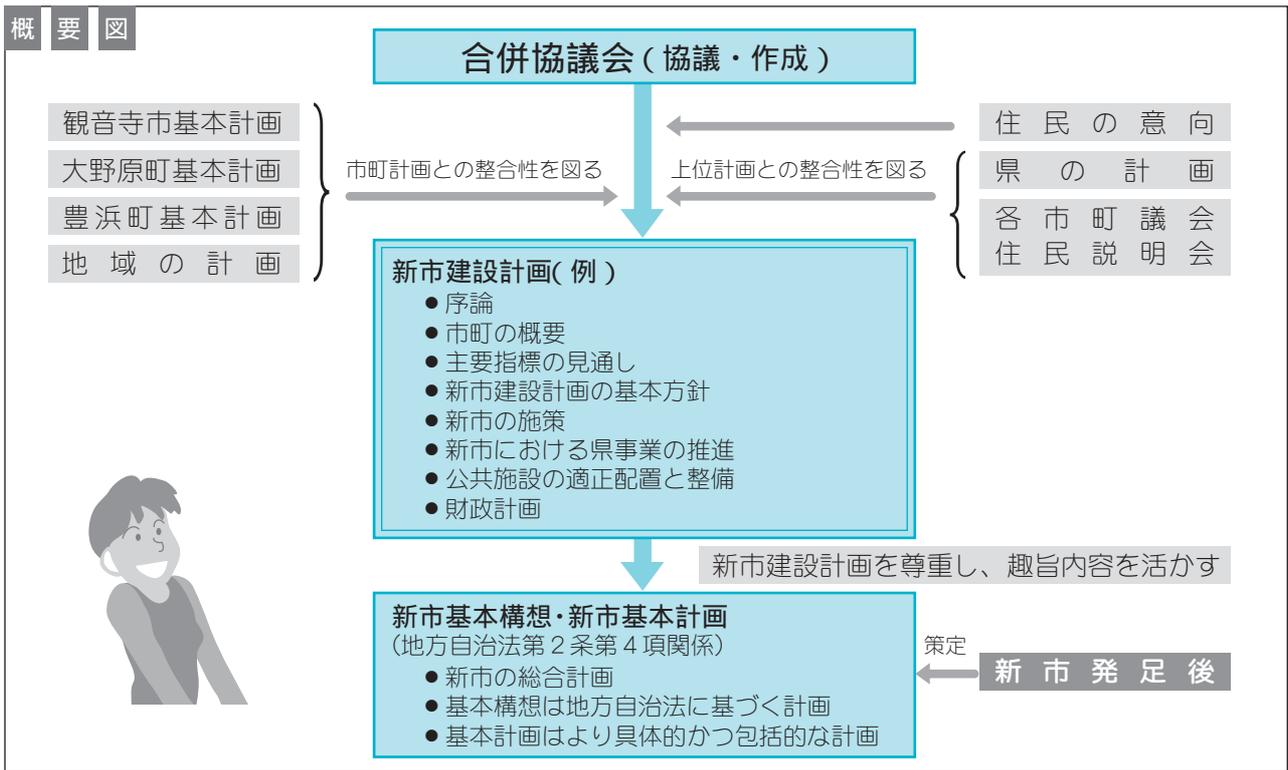
専門部会名	分科会名	観音寺市	大野原町	豊浜町	主 な 事 務
		担当課	担当課	担当課	
企画部会	企画分科会	企画課	総務企画課	総務課 建設水道課 まちづくり推進室	行政組織、企画調整、振興計画、統計、国際交流、姉妹都市、男女共同参画、一部事務組合、土地開発公社、合併、地域交通
	広聴広報分科会	秘書課		総務課	慣行、広報紙、オフトーク、ケーブルテレビ、自治会
	電算分科会	企画課		総務課	住民登録、印鑑登録、住民税、固定資産税、軽自動車税、国保税、介護保険料、財務会計システム、庁内電算化
	消防分科会	企画課			消防、防災
財政部会	財政分科会	総務課	総務企画課	総務課	予算、起債、交付税、基金
	管財分科会	総務課			庁舎管理、公有財産、物品の購入、車両の管理、公の施設
	出納分科会	会計課 監査事務局	出納室	出納室	出納管理、物品出納、指定金融機関、決算
総務部会	総務分科会	総務課	総務企画課	総務課	条例・規則制定改廃、例規集、公印管理、文章收受、監理、庁用電話、情報公開
	人事分科会	秘書課			職員の進退、服務、給与、共済、退職手当、福利、厚生、特別職
	選挙分科会	選挙事務局			選挙管理委員会
住民部会	税分科会	税務課	税務課	税務課	住民税・固定資産税・軽自動車税・国保税・介護保険料、納税組合
	交通分科会	市民課	総務企画課	総務課	交通安全対策、交通指導員、地域交通
	住民分科会	市民課	住民課	住民生活課	戸籍、住民登録、印鑑登録
	国保分科会	健康増進課	福祉保健課	健康福祉課	国保運営協議会、給付、病院、診療所
	年金分科会	市民課	住民課	住民生活課	国民年金
	人権分科会	人権推進課			人権啓発、同和対策
環境部会	環境分科会	生活環境課	住民課	住民生活課	ごみ収集、墓地・火葬場、水質汚濁、公害、合併浄化槽、畜犬登録・狂犬病予防
		健康増進課			
	し尿分科会	下水道課			し尿処理
健康福祉部会	福祉分科会	福祉事務所	福祉保健課	健康福祉課	社会福祉、児童福祉、高齢者福祉、生活保護、社会福祉協議会、保育所
			教育課	老人介護支援センター 住民生活課	
	健康分科会	健康増進課	福祉保健課	健康福祉課	伝染病予防、予防接種、母子保健、総合検診
	介護分科会	福祉事務所	福祉保健課	健康福祉課 わたつみ苑	介護保険
産業経済部会	農林水産分科会	農林水産課	経済課	経済課	農業振興、鳥獣保護、林道、治山、土地改良事業、土地改良資金、土地改良区、香川用水、漁港、農業集落排水
		建設課			
	商工観光分科会	商工観光課			商工、観光、消費生活、競輪
		都市開発課 競輪事業局			
農業委員会分科会	農委事務局	農委事務局	農委事務局	農業委員会	
都市計画部会	都市計画分科会	都市開発課	総務企画課 公園管理課	建設水道課 経済課	都市計画、公園、国土利用計画、企業誘致
建設部会	建設分科会	建設課	建設水道課	建設水道課	道路、橋梁、河川、建築
		都市開発課		住民生活課	市町営住宅
	港湾分科会	建設課		建設水道課	港湾
上下水道部会	水道分科会	水道局	建設水道課	建設水道課	上水道、簡易水道
	下水道分科会	下水道課			下水道
教育部会	教育分科会	庶務課	教育課	教委事務局	教育委員会、公印、文章管理、学校教育、幼稚園、学校給食
		学校教育課			社会教育、社会体育、公民館、運動公園
	生涯学習分科会	生涯学習課			人権・同和教育課
議会事務局部会	議会事務局分科会	議会事務局	議会事務局	議会事務局	議会

# 合併協定項目

## I. 協定項目

- |  |  |
|--|--|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1 合併の方式</li> <li>2 合併の期日</li> <li>3 新市の名称</li> <li>4 事務所の位置</li> <li>5 財産及び債務の取扱い</li> <li>6 議会議員の定数及び任期の取扱い</li> <li>7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い</li> <li>8 一般職の職員の身分の取扱い</li> <li>9 特別職の職員の身分の取扱い</li> <li>10 事務組織及び機構の取扱い</li> <li>11 条例・規則等の取扱い</li> <li>23 その他（各種事務事業の取扱い）             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 広聴広報・情報公開関係</li> <li>② コミュニティ関係</li> <li>③ 男女共同参画関係</li> <li>④ 人権擁護関係</li> <li>⑤ 消防・防災関係</li> <li>⑥ 交通関係</li> <li>⑦ 納税関係</li> <li>⑧ 電算システム事業関係</li> <li>⑨ 国際交流・友好都市関係</li> <li>⑩ 各種福祉制度関係                     <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 子育て支援関係</li> <li>イ 高齢者福祉関係</li> <li>ウ 障害者福祉関係</li> <li>エ 生活保護関係</li> </ul> </li> </ul> </li> </ol> | <ol style="list-style-type: none"> <li>12 町・字の区域及び名称の取扱い</li> <li>13 地方税の取扱い</li> <li>14 使用料・手数料等の取扱い</li> <li>15 一部事務組合等の取扱い</li> <li>16 公共的団体等の取扱い</li> <li>17 消防団・海防団の取扱い</li> <li>18 各種団体への補助金、交付金等の取扱い</li> <li>19 国民健康保険事業の取扱い</li> <li>20 介護保険事業の取扱い</li> <li>21 慣行の取扱い</li> <li>22 公の施設の取扱い</li> </ol> |
|--|--|

## II. 新市建設計画



# ご意見等をお待ちしています

合併についてのお問い合わせや、ご意見ご提言は

## 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会事務局

〒769-1697 三豊郡大野原町大字大野原1260番地1

TEL **0875-54-9880** FAX **0875-54-9885**

ホームページアドレス

<http://www.kot-gappei.jp>

または、下記、各市町合併担当窓口まで、お寄せください。

### 観音寺市合併対策室

TEL **0875-23-3917** FAX **0875-23-3920**

### 大野原町合併対策室

TEL **0875-54-5700** FAX **0875-54-5029**

### 豊浜町合併対策室

TEL **0875-52-1200** FAX **0875-52-3113**

#### 合併協議会の関係資料が閲覧できます

合併協議会の会議資料や会議録は、合併協議会事務局と観音寺市役所、大野原町及び豊浜町の各役場でも、ご自由に閲覧することができます。

ただし、閲覧場所、閲覧時間等は、合併協議会会議録等閲覧規程に基づいて行われます。

#### 第5回合併協議会のお知らせ

日時 平成16年6月24日(木)  
午後1時30分から

場所 大野原町大字大野原1260番地1  
大野原町中央公民館3階講義室

※ 第4回合併協議会は5月27日(木)に行われました。詳しい結果は第3号でお知らせします。

#### 合併協議会の傍聴について

協議会は、公開を原則としており、どなたでも傍聴することができます。ただし、会場等の都合により、傍聴人数等の制限をさせていただく場合もありますので、その場合はご理解、ご協力をお願いいたします。

なお、ビデオ、カメラ、録音機等の持ち込みはできません。

